

## ガスの不完全燃焼にご注意ください

お問い合わせ先

ガス施設管理室  
☎077-528-2610

ガスが燃焼するには、新鮮な空気（酸素）が必要です。  
不足すると不完全燃焼を起こし、場合によっては一酸化炭素中毒になる危険性があります。

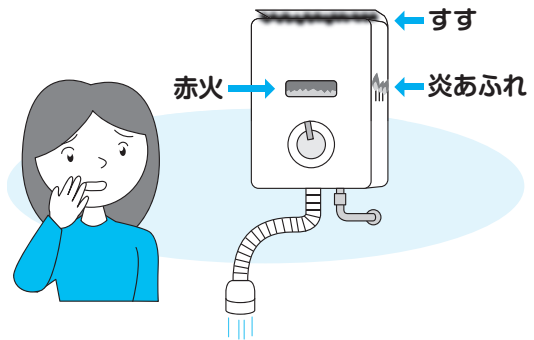
### 冷房中も換気を忘れずに！

冷房をして、閉め切ったままの部屋でガス機器を使用すると、不完全燃焼を起こす場合があります。湯沸器などのガス機器を使用するときは、必ず換気扇を回すか、窓を開けて換気をしてください。



### ガス機器に異常はありませんか？

湯沸器の排気部にすすが付着していたり、燃焼中の炎のあふれや赤火、たびたび火が消えるなどの現象がある場合は、ガス機器販売店または機器メーカーに点検・修理（有料）をご依頼ください。※ご使用中に不快な臭いを感じたり、気分が悪くなったときは、ただちに使用を中止してください。



## ガスの安全使用周知について

お問い合わせ先

ガス施設管理室  
☎077-528-2610

平成29年4月1日に改正ガス事業法が施行されたことにより、ガスの安全使用周知の頻度が3年に1回から2年に1回になりました。これにより、平成29年10月（予定）の検針時に、ガスを安全にお使いいただくためのお知らせビラを検針票と共に配布いたします。

## ガスの安全点検

お問い合わせ先

ガス施設管理室  
☎077-528-2610

ガスを安全に安心してお使いいただくため、定期的（4年に1度）にお客さま宅のガス設備の点検（15分程度）を実施しています。

点検には、大津市企業局発行の業務委託証を携帯した委託業者、(株)大津ガスサービスセンターの職員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

※メーター検針時の『ご使用量のお知らせ』（検針票）に安全点検の予定を記載していません。

点検月	点検予定地域
平成29年8月	野郷原一丁目～二丁目、 瀬田一丁目～四丁目、松陽一丁目～四丁目
9月	瀬田五丁目～六丁目、大萱一丁目～二丁目
10月	大萱三丁目～五丁目、大江六丁目～八丁目
11月	大江三丁目～五丁目、大萱六丁目

（地域によっては、一部変更になる場合があります。）

## 排水設備の維持管理について

お問い合わせ先

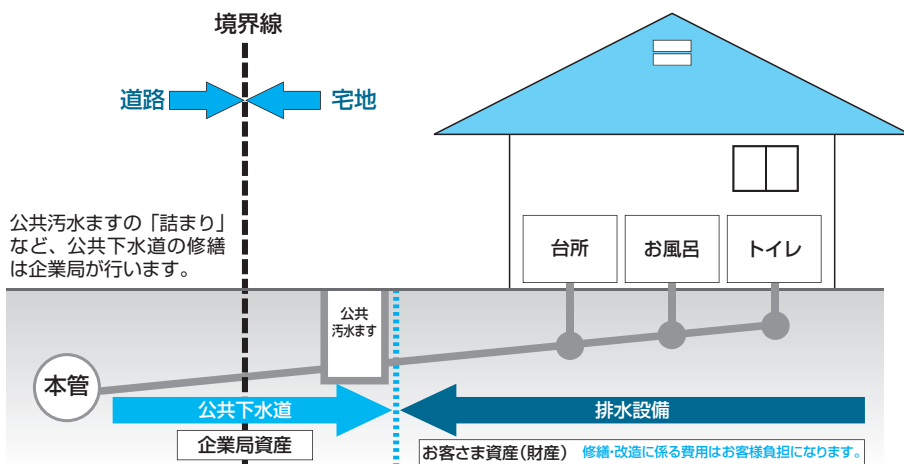
安全サービス課

☎077-528-2607

トイレやお風呂、台所などから公共汚水ますまでの排水設備（排水管、宅内ます）はおお客様の財産です。

この排水設備の「詰まり」などの修繕は、大津市下水道排水設備指定工事店に依頼してください。

なお、修繕費はお客さまの負担となります。



## 検針にご協力ください

お問い合わせ先

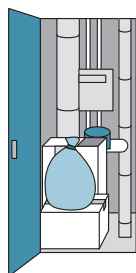
お客様センター内検針センター

☎077-528-2034

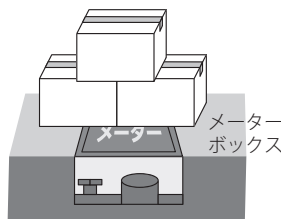
ガスは毎月、水道は2か月ごとに検針にお伺いしています。メーターは、使用量を量り、料金を決めるものですので、検針へのご協力をお願いします。



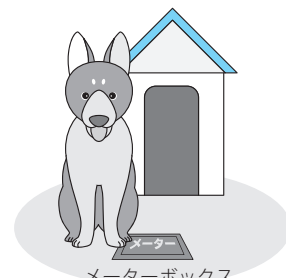
●家の増改築などで、メーターが床下や屋内になる場合には、大津市指定給水装置工事事業者へ申し込み、検針しやすい場所へ移設してください。



●マンション等のメーター収納庫に物を置かれますと、検針が出来ません。



●メーターボックスの上には物や車を置かないでください。



●犬は出入り口やメーターから離して、つないでください。

※検針が困難な場合、お客さまへ検針をお願いする場合があります。

## 平成29年度下水道排水設備工事責任技術者試験のお知らせ

◆試験日：平成29年11月22日(水) 受付：13時～ 試験：14時～16時

◆試験会場：ピアザ淡海（滋賀県立県民交流センター）大会議室（大津市におの浜1-1-20）

◆受付期間：平成29年8月22日(火)～平成29年9月5日(火)

午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く) ※申込書の配布は8月3日(木)から

◆申込書配布・受付場所：大津市企業局技術部お客様設備課（大津市役所新館5階）

◆お問い合わせ先：お客様設備課 ☎077-528-2605

または公益財団法人滋賀県建設技術センター ☎077-565-0216 FAX077-565-0108

ホームページアドレス <http://www.sct.or.jp/>